

## 【ご紹介】小規模共同住宅委員会の審査実績

今年5月より開始した小規模共同住宅委員会(以下、小規模委員会)の半年間の審査件数は「**6件**」であり、小規模委員会を開始してから毎月1件ずつのペースで審査を実施しています。

また、事前審査時に事務局が委員に対して案件説明や技術的なフォローを行っていること等から、**委員からの指摘数は**下見時・委員会時を合わせても1件あたり「**4項目程度**」と非常に少なくなっています(同規模の物件を通常の委員会で審査した場合の指摘数は10項目程度)。

### 小規模委員会での審査実績

○現時点で月1件ペース、**6件**の審査を行いました。

⇒**開始半年であっても、既に定期的な審査実績(需要)があります!**

これまで委員指摘が多くて手間だと感じていた方は、是非とも小規模委員会での審査をご検討ください!!

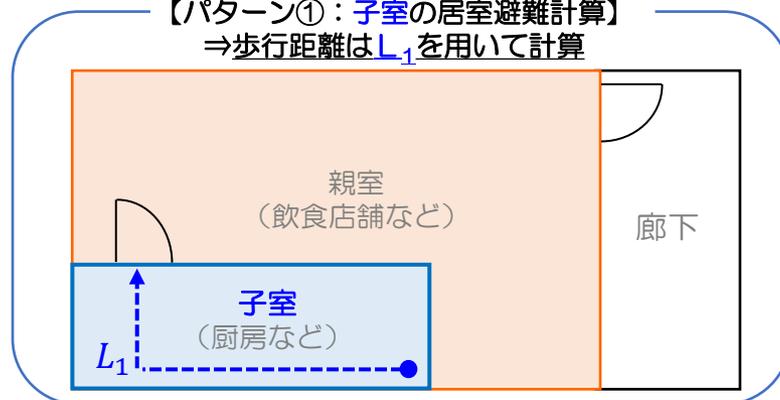
○小規模委員会で審査すると、**委員からの指摘対応がスムーズになります(平均指摘数:4項目)**。  
⇒**修正資料作成の手間が省けます!**



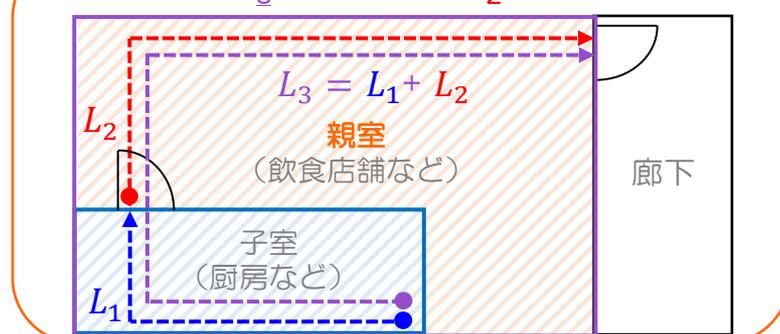
## 【避難計算解説 vol.4】居室避難計算時の注意点②(居室内居室の歩行距離)

避難計算解説シリーズVol.4では居室内居室の歩行距離の算出方法について紹介します。居室内居室(親室と子室)がある場合には、下記2パターンの居室避難計算が必要となり、パターン②の計算時には子室分の歩行距離を含める必要があります。ご注意ください。

【パターン①:子室の居室避難計算】  
⇒歩行距離は $L_1$ を用いて計算



【パターン②:親室の居室避難計算】  
⇒歩行距離は $L_3$ を用いて計算 ( $L_2$ での計算はNG)

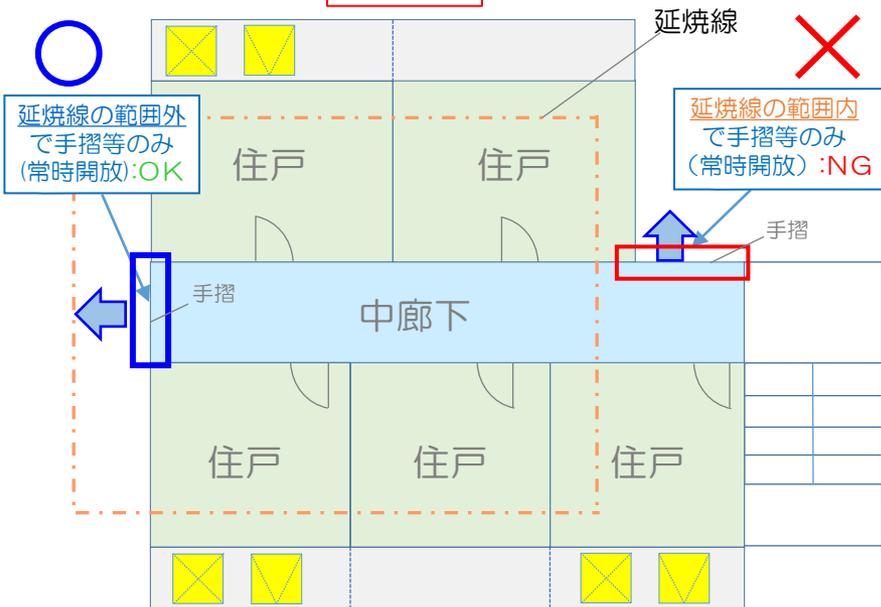


## 【ご紹介】中廊下型プランの開口部の取扱いについて（延焼線の範囲内の開口部）

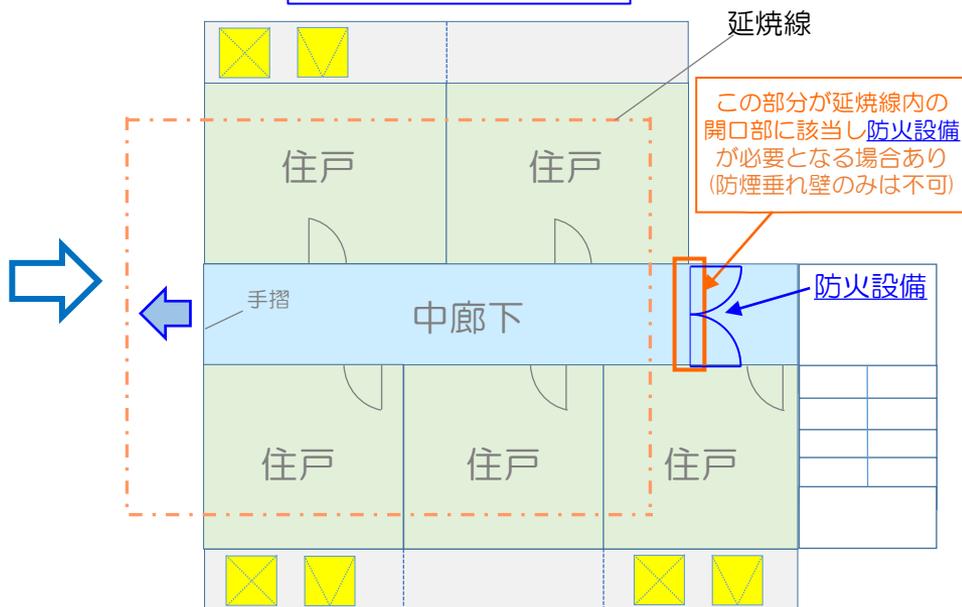
中廊下型プランの開口部に関する建築基準法上の取扱いについてご紹介します。

中廊下の端部が手摺などで常時開放されている計画は、防災計画の観点で見ると火災時も確実に自然排煙が確保できる(窓を開放する動作が不要である)ため排煙計画上是望ましいです。一方で、延焼線の範囲内である場合、建築基準法上の指導としては、部分的に開口部として判断されて「防火設備」が必要となる場合がありますのでご注意ください。※開口部として判断する部分の詳細については、所管の特定行政庁または申請する確認検査機関にお問い合わせください。(一例を図示します。)

NG例



基準法上の指導例



: 自然排煙口

----- : 延焼線



: 避難ハッチ

## 【お知らせ】 申込書類の提出期限および 評価・評定手数料の支払い期限について

### ◎申込書類の提出期限について

避難・耐火性能評価および防災評定の申込時に必要となる申請書(申込書)につきましては、下記のスケジュールでのご提出をお願いします。(特に防災評定の申込書については特定行政庁の経由印が必須となりますので、特定行政庁とのスケジュール調整を何卒宜しくをお願いします。)

#### 【避難・耐火性能評価】

⇒**受付委員会(初回の委員会)まで**に「申請者印」を押印の上、ご提出ください。

#### 【防災評定】

⇒**受付日(受付委員会の2週間前)まで**に「申込者印」および「特定行政庁の経由印」を押印の上、ご提出ください。

### ◎評価・評定手数料の支払期限について

評価・評定手数料のお支払いは原則、受付委員会まで※にお願いします。お支払いが確認できない場合には性能評価書(防災評定書)の発行ができなくなり申請スケジュールに影響する恐れがあります。

※部会審議を経た場合は、報告委員会までのお支払いをお願いします。

#### 【編集後記】

冬に近づくにつれて世間では新型コロナウイルス再流行のニュースで日々騒がれていますが、皆様の感染対策はバッチリでしょうか。私は毎年楽しみにしていました忘年会ラッシュが絶望的な状況となってしまう悲しみの限りでございます。(とはいえ、コロナウイルスに罹患してしまうとお酒自体が飲めない体になってしまう可能性があるため、涙を飲んで自粛します。)それはさておき、本メルマガとは別にメルマガ臨時便(10月末と11月中旬に発行済み)にて、12/4開催の防災計画セミナーについてご案内をさせていただきました。このセミナーはZOOM聴講に加えて、現地会場でも聴講可能な形式となっていますので、感染対策には十分に配慮した上で実施致します。お申込みいただいた方はご安心してご来場ください。

## 【ご紹介】 委員会スケジュールについて

今後の委員会日程は下記のとおりです。HPにも掲載しております。  
([https://www.gbrc.or.jp/building\\_confirm/committee/](https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/))

		12月	1月	2月	3月
防災計画 評定委員会	小規模共同 住宅委員会	7	8	3	5
	本委員会	18	20	17	18

		12月	1月	2月	3月
避難・耐火性能評価 委員会		25	29	26	19

(※2020/11/30現在)

## 【お知らせ】 申請者等変更手続きについて

防災評定や性能評価の受付から、防災計画評定書・大臣認定書取得までの間に、会社名、代表者名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

変更が生じましたら早急に下記担当者までお知らせ下さい。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課 避難・防災グループ  
担当：中野、長野  
TEL:06(6966)7600 FAX:06(6966)7680  
E-mail:seinou4@gbrc.or.jp